

鹿屋市日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第194号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者等」を「障がい者等」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第3条中「人工喉頭」の次に「人工内耳用電池」を加え、同条第5号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第4条第3項中「障害者」を「障がい者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

種別	種目	対象者	性能	上限額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年

特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年

	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児で、原則 3 歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5 年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児で、原則学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がい者を有する身体障がい者（児）で、入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として 3 歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもので、手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8 年
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 3 級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円	3 年

	児以上の者			
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい者を有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	おおむね身体障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえ、必要強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具としての手すり、スロープ等とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい者を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者（児）、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）又は精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
特殊便器	上肢障害２級以上の身体障がい者（児）	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及	151,200円	8年

	及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの。ただし、原則として学齢児以上の者	び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
火災警報器	障害等級２級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であって、そ	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自動消火器	れぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障がい者で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で、知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年

	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として 3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障がい者（児）でも	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	あって、必要と認められるもの		56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）			157,500円	5年
発電機又はバッテリー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障がい者（児）	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器の機能を維	100,000円	10年	

		で、人工呼吸器、ネ ブライザー又は電気 式たん吸引器を使用 しているもの	持するためのもので あって、介護者が容 易に使用し得るもの		
	酸素ボン ベ運搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う身 体障がい者（児）	身体障がい者（児） が容易に使用し得る もの	17,000円	10年
	盲人用体 温計（音 声式）	視覚障害２級以上の 視覚障がい者（児） で、盲人のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯。ただし、原則と して学齢児以上の者	視覚障がい者（児） が容易に使用し得る もの	9,000円	5年
	盲人用体 重計	視覚障害２級以上の 視覚障がい者（児） で、盲人のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯。ただし、原則と して学齢児以上の者	視覚障がい者（児） が容易に使用し得る もの	18,000円	5年
情報・通 信支援用 具	携帯用会 話補助装 置	肢体不自由又は音声 機能若しくは言語機 能障害であって、発 声・発語に著しい障 がい者を有する身体障 がい者（児）。ただ し、原則として学齢 児以上の者	携帯式で、ことばを 音声又は文章に変換 する機能を有し、身 体障がい者（児）が 容易に使用し得るも の	98,800円	5年
	情報・通 信支援用	上肢機能障害２級又 は視覚障害２級以上	障がい者向けのパー ソナルコンピュータ	100,000円	6年

具	の身体障がい者 (児)	一周辺機器、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者 (児) インテリ キー、ジョイスティック等 視覚障がい者 (児) 画面拡大ソフト、 画面音声化ソフト 等		
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者 を有する (原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上) 身体障がい者であつて、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障がい者 (児)。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者 (児) が容易に使用し得るもので、次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	標準型 7年 携帯用 5年

		ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製		
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもので、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるものの	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	89,800円	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	115,000円	6年

視覚障がい者用読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出す、又は音声化するもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障がい者等用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がい等を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障がい者用	聴覚障がい者（児）	字幕及び手話通訳付	88,900円	6年

<p>い者用情 報受信装 置</p>	<p>であって、本装置に よりテレビの視聴が 可能になるもの</p>	<p>きの聴覚障がい者 (児)用番組並びに テレビ番組に字幕及 び手話通訳の映像を 合成したものを画面 に出力する機能を有 し、かつ、災害時の 聴覚障がい者(児) 向け緊急信号を受信 するもので、聴覚障 がい者(児)が容易 に使用し得るもの</p>		
<p>人工喉頭</p>	<p>喉頭摘出者</p>	<p>笛式 呼気によりゴ ム等の膜を振動さ せ、ビニール等の 管を通じて音源を 口腔内導き構音化 するもの 電動式 顎下部等に あてた電動板を振 動させ経皮的に音 源を口腔内に導き 構音化するもの</p>	<p>笛式 8,100円 電動式 70,100円</p>	<p>笛式 4年 電 動 式 5年</p>
<p>埋込型人 工喉頭用 人工鼻</p>	<p>喉頭を摘出した音 声・言語機能障がい 者(児)で、常時埋 込型の人工喉頭を使 用するもの</p>	<p>埋込型人工喉頭用人 工鼻及び装着用具</p>	<p>月額 24,200円</p>	
<p>人工内耳</p>	<p>聴覚障がい者で、人</p>	<p>工内耳対外装置に</p>	<p>使い捨て</p>	

	用電池	工内耳を装用している者	使用する電池	(空気重鉛)電池 月額 2,000円 (充電機との併給は不可) 充電機 年額 24,000円 (使い捨て(空気重鉛)電池との併給は不可)	1年
	暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障がい者で、中心視野及び矯正視力0.1以上であると医師により認められるもの	画像入力装置を見たものに、かざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	434,500円	8年
	点字図書	福祉事務所長が別に定める。			
排泄管理用具	ストマ用器具	人工肛門又は人工膀胱造設者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋及びその	消化器系月額 8,858円	

		<p>附属品</p> <p>尿路系 低刺激性の 粘着剤を使用した 密封型のラテック ス製又はプラスチ ックフィルム製の 収納袋で、尿処理 用のキャップ付の もの及びその附属 品</p>	<p>尿路系月額 11,639円</p>
紙おむつ 等	<p>ストマの著しい変形 等によりストマ用装 具の使用が困難な者 又は3歳以上の者 で、排便若しくは排 尿機能に高度の障が いがあるもの又は脳 原性運動機能障害か つ意思表示困難者</p>	<p>紙おむつ、洗腸用 具、サラン・ガーゼ 等衛生用品</p>	<p>月額 12,000円</p>
	<p>3歳以上65歳未満の 者で、下肢若しくは 体幹機能障害2級以 上、療育手帳A2以 上又は精神障害者手 帳1級のいずれかを 所持していて、排泄 の意思表示が困難で あり、医師が紙おむ つの使用を必要と認</p>		<p>月額 6,000円</p>

		めるもの			
	収尿器	膀胱機能に障がい を有する身体障がい者 (児)	採尿器と蓄尿袋で構 成し、尿の逆流防止 装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	
居宅生 活動作 補助用 具	住宅改修 費	下肢、体幹又は乳幼 児期以前の非進行性 の脳病変による運動 機能障害（移動機能 障害に限る。）を有 する身体障がい者 (児)であって、障 害等級3級以上のも の。ただし、特殊便 器への取替えについ ては、上肢障害2級 以上の者	障がい者の移動等を 円滑にする用具で、 設置に小規模な住宅 改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移 動の円滑化等のた めの床又は通路面 の材料の変更 エ 引き戸等への扉 の取替え オ 洋式便器等への 便器の取替え カ その他アからオ までの改修に附帯 して必要となる住 宅改修	200,000円	原則 1回 限り

注1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ、取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

別表第2備考2中「当該障害者」を「当該障がい者」に改め、同表備考3中「2人以上の障害者」を「2人以上の障がい者」に、「当該各障害者」を「当該各障がい者」に、同表備考4中「加算基準月額とする」を「加算基準月額とする。」に改める。

別記第1号様式その1（居宅生活動作補助用具用）中「障害名」を「障がい名」に、「障害者に対する介護の状況等」を「障がい者に対する介護の状況等」に改め、別記第1号様式その2（その他用）中「障害名」を「障がい名」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。